

スポーツ施設利用案内

○南部体育館・南部グランド・布土グランド

令和6年4月1日から運用開始

ア 使用できる設備

南部体育館	体育館 【550㎡】	・バレーボール 1面 ・バドミントン 2面	・ミニバスケットボール 1面 ・ソフトバレーボール 2面
南部グランド	グランド 【7,863㎡】	・グラウンドゴルフ等	
布土グランド	グランド 【11,971㎡】	・グラウンドゴルフ等	

イ 使用できる時間

施設名	利用時間	利用できない日(休館日)
南部体育館	午前9時～午後9時	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日
南部グランド	午前7時～日没時刻まで	なし
布土グランド	午前7時～日没時刻まで	

※ 使用時間は、1時間単位です。

ウ 利用の申込み

(ア) 予約受付

① 南部体育館

- ・期間 利用する日の月から2か月前の月の初日～利用する日の当日
- ・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)

② 南部グランド・布土グランド

- ・期間(a) 4月1日以降⇒4月1日～翌年3月31日
- ・期間(b) 10月1日以降⇒10月1日～翌年9月30日
- ※期間(a)・(b)ともに、利用する日の当日まで予約が可能です。
- ・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)

(イ) 受付時間

受付をする日時	受付をしない日
火曜日～日曜日 【窓口】 午前8時45分～午後9時30分 【電話】 午前9時～午後9時30分	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日

※受付場所は、総合公園体育館窓口です。

(ウ) 施設使用料

施設名	金額	備考
南部体育館	1,050円/時	照明施設を使用するときは、1時間につき110円を加算した額
南部グランド	無料	
布土グランド	無料	

(エ) 利用申請

- 利用する日までに総合公園体育館窓口にて使用許可申請書を記入し、施設使用料をお支払いください。
- 南部体育館の鍵は総合公園体育館窓口で受け取り、使用後は総合公園体育館窓口まで速やかに返却してください。
※午後9時まで利用する場合は、午後9時30分(開館時間内)までに返却してください。

エ キャンセル料

(ア) 発生時期及び料金

キャンセル料は発生しませんが、施設を有効にご利用いただくため、予約は計画的に行なってください。
また、キャンセルする場合は、速やかに総合公園体育館へご連絡ください。

(イ) 予約の開放

キャンセルが発生した予約時間帯は、即時に開放します。

カ 雨天時における屋外施設の利用

南部グラウンド・布土グラウンド

(a) 雨天時の利用については、利用者の判断によりますが、なるべく利用を控えてください。

怪我の可能性が高くなる上、施設維持の観点からも、グラウンド状態の悪化が懸念されます。
目安として、グラウンドに入った際に足跡が残るような場合は、利用を控えるようにしてください。

(b) 雨天時に利用した場合は、グラウンドにあるトンボ等を使用し、必ず整備をしてください。

雨が上がり乾燥してくると、くぼみが現れることがありますので、利用前よりきれいになるよう心がけてください。整備が不十分だった場合、次回以降の使用ができない等の対応を取らせていただく場合がございますのでご承知おきください。

キ 暴風警報発令時における利用

美浜町を含む地域に暴風警報が発令されている場合、スポーツ施設は閉鎖をいたします。

また、暴風警報が解除された場合でもスポーツ施設を開館しない場合がございます。

なお、暴風警報発令に伴う施設の閉鎖については、天候に関係なくキャンセル料は発生しません。

ク 使用許可のできないもの

(ア) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。

(イ) 施設、又はその附属設備等をき損するおそれのあるもの。

(ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの。

(エ) その他管理上支障のあるもの。

ケ 使用上の注意

(ア) 使用の権利を他に譲渡、又は転貸することはできません。

(イ) 使用の変更、又は取消をする場合は速やかに連絡してください。

(ウ) 使用時間を厳守してください。

(エ) 車は、駐車場内に駐車してください。

(オ) 使用時間には、準備及び後片付けなどに要する時間を含みます。

器具の出し入れ、使用後の清掃又は整地は使用者が行ってください。

(カ) ごみ箱は設置しておりませんので、持ち帰るようにしてください。

(キ) 敷地内は全面禁煙です。

(ク) 火気の使用は禁止します。また、杭などを打ち込まないでください。

(ケ) 危険物の持込み、動物の施設内への連行、施設内での飲酒、その他他人に迷惑のかかる行為は禁止します。

(コ) 物品の販売・陳列及び広告類の掲示・配布することなどは、禁止されています。

(サ) 体育館内で、屋外用履き物の使用はできません。必ず体育館シューズ又はスリッパをご使用ください。

(シ) 施設等は大切に使用し、き損した場合は実費弁償していただきます。

(ス) 使用料の還付は、原則できません。

(セ) その他、管理上必要な指示に反する行為を禁止します。

・以上の事項を遵守しない場合又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させることがあります。